

I 「通級による指導」概要

(1) 「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」等の特別な場で受ける指導形態です。

(2) 「通級による指導」の対象となる生徒

高等学校等における「通級による指導」の対象となる生徒は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第140条と、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（H25.10.4文科省通知）」に示されています。

【障害の種類及び程度】

① 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

② 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

③ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

④ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

⑤ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

⑥ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

⑦ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

【「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（H25.10.4文科省通知）」より】

(3) 指導内容

「通級による指導」では障害の特性による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「自立活動」に相当する指導を行います。この自立活動の内容について、各教科・科目のようにすべてを取り扱うのではなく、個々の生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて必要とする項目を選定し、指導内容を設定します。その指導内容については、事前に、生徒、保護者と相談し、個別の指導計画を作成する段階において決めていきます。

【参考】

「自立活動」の指導事項

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団の参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなり概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

(4) 横浜市立高校における「通級による指導」実施形態

横浜市立高等学校では、次のような形態で「通級による指導」を行います。

ア 横浜総合高等学校における「自校通級」（令和5年度より）

自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等によって学校生活上、または日常生活上で困難さを示している生徒を対象とします。

イ 盲特別支援学校及びろう特別支援学校における「他校通級」（令和5年度より）

弱視、難聴、言語障害等によって学校生活上、または日常生活上で困難さを示している生徒を対象とします。

ウ 横浜総合高等学校を拠点校とした市立高校への「巡回指導」（令和6年度より）

自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等によって学校生活上、または日常生活上で困難さを示している生徒を対象とします。

2 横浜市立高等学校における「巡回指導」の概要

(1) 「巡回指導」とは

小中学校における「通級による指導」は一般的に「通級による指導」実施校に通って指導を行っていますが、「巡回指導」は生徒自身が実施校に通うのではなく、指導者が生徒の在籍校を訪問して指導を行います。横浜市立高校の「巡回指導」は生徒の通常の授業に支障がないように、指導の時間を設定します。また、指導が生徒の負担にならないように月1～2回程度、1回あたり1～2単位時間（50分～100分程度）を想定しています。

(2) 「巡回指導」実施までの流れ（※在籍校により一部異なる場合があります。）

ア 相談申込書の提出

相談申込書は横浜市 web サイトからダウンロードしてお使いください。提出前に本人とよく話し合ってください。話し合いができない場合はその旨ご相談ください。

イ 在籍校担当者から連絡

面談日を調整します。状況によってお電話等でお話をお伺いすることもあります。

ウ 面談

在籍校担当者、関係職員が、本人、保護者と直接お会いして状況やご希望の確認をします。

エ 校内委員会①

拠点校担当者が校内の会議に参加し、状況を把握し、在籍校担当者や関係職員等と適切な支援について検討します。

オ 「通級による指導」申請書提出

校内委員会①において「巡回指導」による支援が適切と判断した場合、正式に「通級による指導」申請書の提出をお願いします。

カ 校内委員会②

「通級による指導」申請書の提出を受けて、教育委員会事務局担当指導主事等も参加する校内委員会②において「巡回指導」の対象者を決定します。決定後は、在籍校による拠点校との手続きを経て、在籍校より本人、保護者に連絡があります。

キ 拠点校担当者と面談、指導内容、指導日等検討

拠点校担当者が本人、保護者と面談し、指導内容、指導日等を検討し決定します。
また、担当者は個別の指導計画を作成します。

ク 「巡回指導」開始

キの検討及び個別の指導計画に沿って、「巡回指導」を開始します。